

令和8年度沖縄県親子交流支援事業業務委託仕様書

事業の実施については、離婚前後家庭支援事業実施要綱（令和7年5月9日こ支家第225号こども家庭庁支援局長通知）、沖縄県離婚前後家庭支援事業実施要綱（令和8年2月19日制定。以下「実施要綱」という。）に定める事項のほか、本仕様書のとおりとする。

1 委託業務の名称

令和8年度沖縄県親子交流支援事業

2 目的

離婚により父母が離れて暮らすことになっても、別居親と子どもが会ったり、電話や手紙等で定期的・継続的に交流を保つことは、子どもの生活や精神面の安定をもたらし、子どもの健やかな成長にとって有意義である。

また、別居親にとっても、子どもとの交流により子どもの成長を見守ることは、実親としての養育の責務を果たすことにもつながり、さらには、子どもの養育費を支払う意欲にもつながることになる。

しかしながら、離婚した父母は、相手に対する複雑な感情や心理的葛藤を有していることが多いため、父母間のみでは子どもとの親子交流を実施することが困難な場合がある。

このため、別居親又は同居親からの申請に応じ、親子交流に係る事前相談や親子交流支援を行うことにより、親子交流の円滑な実施を図り、子どもの健やかな成長を図るため等の支援を行う。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 委託料の上限額、積算等

- (1) 委託料の上限額は、4,138,000円以内（消費税及び地方消費税含む）とする。
- (2) 委託料は業務完了後、実績報告書等に基づいて額の確定を行い、契約額の範囲内で精算払を行う。
- (3) 一般管理費は、次の計算式により算出すること。
(直接人件費+直接経費-再委託費)×10%以内
- (4) 委託料の積算について
以下の点に留意の上、必要経費を計上すること。
 - ア 人件費（親子交流支援員人件費）
 - イ 活動旅費
 - ウ 事業の実施に必要となる経費
報酬、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、使用料及び賃借料、会議費、保険料、雑役務費、燃料費とする。
 - エ 備品等について
事業の実施にあたり使用する可能性のある備品については、借料（リース等）及

び消耗品費で対応するものとする。

※ 備品とは「沖縄県財務規則第153条第1項第2号」に定めるものとする。

消耗品とは「沖縄県財務規則第153条第1項第5号」に定めるものとする。

沖縄県財務規則第153条第1項

(2) 備品 形状及び性質をかえることなく比較的長期間の使用又は保存に耐え得るもので一品の取得価格又は取得見積価格が10万円以上のものをいう。

(5) 消耗品 一回又は短期間の使用によって消耗され又はその効用を失うもの並びに備品的形状及びその性質を有するもので一品の取得価格又は取得見積価格が10万円に満たないもの並びに各種庁用書籍、図鑑等で一品の取得価格又は取得見積価格が1万円に満たないものをいう。

5 委託業務の内容

(1) 運営事務局の設置及び運営

契約締結後は、各種業務を円滑に遂行するため、事前相談、支援内容の決定、親子交流支援等を適切に実施できる親子交流支援員（以下「支援員」という。）を1名以上配置すること。なお、支援員は、過去において、親子交流の相談支援や家事調停・家事審判に関する業務に従事した経験者を配置すること。

また、事業実施期間中は運営事務局専用の電話回線を開設し、問合せ等に対応すること。

(2) 支援の対象者

実施要綱3（1）オ(ア)に定めるものを対象者とする。

本事業は親子交流の取り決めを行っている者を対象とするが、取り決めが行われておらず父母間に親子交流に関する合意がない相談者から親子交流支援に関する相談を受けた場合は、養育費等支援事業の法律相談を案内し、取り決めを行うよう促すこと。

父母以外の親族からの親子交流支援の依頼については、父母より親子交流の希望を確認できる場合を除き、本事業の対象としない。

また、子どもの連れ去りや配偶者暴力等のおそれがある場合は支援の対象としない。

過去に本事業の対象となった者や児童扶養手当の支給対象となる所得水準を上回る者については、本事業の対象とならないため、その旨を説明した上で支援にあたること。

(3) 事前相談の実施及び支援計画の作成

親子交流支援の相談を受けた事業者は、実施要綱3（1）オ(イ)に基づき、事前相談及び支援計画を作成する。なお、支援計画の様式等については事業者が作成することとする。また、親子交流の実施方法については、対面のほか、手紙や電話等の方法により取り決めが行われている場合もあるため、父母の意向を確認しながら支援計画を作成すること。

(4) 親子交流支援の実施

親子交流支援は実施要綱3（1）オ(ウ)に基づき実施する。

親子交流の方法は対面のほか、手紙や電話等様々な方法があるため、手紙の作成の助言等も親子交流支援とする。

なお、親子交流の引き合わせ場所は原則沖縄県本島内とし、引き合わせ場所までの支援員の旅費等は委託費より支出する。離島等の沖縄本島外において親子交流を行う場合の支援員の交通費については、相談者の負担とする。

引き合わせに係る支援員の施設利用料等については委託費より支出するが、飲食費については相談者の負担とすること。

その他、引き合わせに係る費用が発生した場合は、相談者が負担を行うこと。

暴力行為や子どもに対する虐待行為を行うおそれのある者、子どもの連れ去り又は連れ去りを企図するおそれのある場合は支援を中止する。

支援員が引き合わせに同行している間、受託事業者の責任者は緊急時に備え常時連絡がとれる体制を整えること。

(5) 専門職による相談実施

親子交流支援に際し、父母及び子どもの心理状態へ配慮するため、必要に応じて公認心理士や臨床心理士等の専門職との面談を行うことが出来る。専門職への報償が発生する場合は、経費より支出すること。

(6) 記録等による管理

支援対象者に係る以下の内容について、記録等による管理を行う。

ア 親子交流支援計画、相談内容及び助言内容

イ 親子交流支援内容及び結果

(7) 事業広報

事業実施期間中は、インターネットやSNS等を活用した事業広報を可能とするが、写真掲載時は、受講者の特定につながらないように、プライバシーに十分配慮すること。

6 進捗状況報告

事業の進捗状況について、四半期に1度下記の書類を添えて報告すること。

- (1) 業務日誌
- (2) 委託料執行状況報告書
- (3) 専門職等相談実績
- (4) 支出した経費に係る領収書等の写し
- (5) 物品等賃貸借契約書の写し

※ リース、レンタルを行う場合は、入札や、複数業者から見積書を徴する等、経済性を確保するなど適切な取扱いをすることとし、その写しを提出すること。

※ リース契約終了後、借り手に所有権が移転しない契約とすること。

※ 事業に必要な物品は、原則リース、レンタルによるものとし、やむを得ず購入が必要な場合は、事前に県の承諾を得ること。

- (6) その他必要な書類

7 現地調査または関係書類の提出

上記6の進捗状況報告を受けた場合、県は委託契約書第7条に基づき、事業の遂行状況、人件費の支払い状況、購入物品の管理、使用状況、経費の発生状況、関係書類の整

理状況の確認のため、現地調査の実施または関係書類の提出を求めることがあるので、必要書類を揃えておくこと。

なお、人件費の支払いにおいては、従事者に報酬を支払ったことが客観的に証明できる、金融機関を通じた口座振込などの方法によるものとし、その他、賃金台帳、源泉徴収票、社会保険料の標準報酬決定通知書等の関係書類を提出すること。

8 委託契約終了後におけるフォローアップ

本事業の支援対象期間は原則1年となっているが、事業終了時において、支援計画作成後も親子交流が実施されない等の事情がある場合には、他の支援機関とも連携し、活用出来る制度や事業を案内し、父母及び子の支援に努めること。

9 本事業における労務管理

受託事業者は、法令等に従い、本事業の委託契約の業務に従事する者（以下「従事者」という。）の労務管理を行うこと。

県は、本事業の実施期間内における従事者の事故について一切責任を負わないものとする。

10 再委託の制限について

(1) 一括再委託の禁止等について

本業務委託契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

(2) 再委託の相手方の制限について

上記、(1)で定める「契約の主たる部分」とは以下のとおりとする。

ア 契約金額の50%を超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

ウ 指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委託し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の承認について

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

ア 資料の収集・整理

イ 複写・印刷・製本

ウ チラシ・ポスター等広報物の制作

エ 原稿・データの入力及び集計

オ その他、県と別途協議を行った上記以外の業務

11 著作権について

成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。

12 雑則

この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、県と受託者と協議の上、決定するものとする。